

## 覚 書

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（以下、「甲」という）と〇〇法人 〇〇大学（以下、「乙」という）とは、本覚書第1条に定める本件データを、甲の研究機関である国立情報学研究所が乙に提供することに関して、以下の通り覚書を結ぶものとする。

### （提供情報の内容）

第1条 本覚書における「本件データ」とは、株式会社リクルートまたは株式会社リクルートの関係会社が自己の業務として実施しているサービスに関するデータ（個人情報および秘密情報は除く）であり、ホットペッパービューティデータ、その他甲のウェブサイトにより通知するデータをいう。また、本件データの複製物および本件データの利用に伴う関連資料等も本件データとみなされるものとする。

### （利用許諾）

第2条 甲は、株式会社リクルートとの間で締結した「データ提供および利用に関する契約書」（以下、「基本契約」という）に基づく権原により、乙に対して本件データの利用を許諾する。

2 本件データの利用に対する対価は、これを無料とする。

### （利用許諾の範囲）

第3条 乙は、本件データを情報学に関連した研究目的のためにのみ利用することができるものとする。

2 本契約において本件データを利用する者の範囲は、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織（研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。）に所属し、直接に共同して研究を行う者（以下「研究グループ」という）とする。

#### 記

#### 研究代表者

所属・職名： 〇〇学部 〇〇学科・教授

氏名： 〇〇 〇〇

3 乙は、自己の責任において、第2項に定める研究グループに対して開示、または提供する場合を除き、甲の書面による事前の承諾なく本件データを第三者に対して開示、提供、貸与、公衆送信、配布等をしないものとする。

4 乙は、第2項に定める研究グループの名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

### （提供の方法）

第4条 甲は、本件データを乙に提供する場合、電子的手段によるファイル転送等適宜の方法を用いることができるものとする。

### （研究成果の公表）

第5条 乙は、本件データを利用した研究の成果を発表する場合、事前または発表後直ちに当該成果にかかる出版物または印刷物等の資料を甲に提示・贈呈するものとする。ただし、当該研究成果についてメディアを対象とした広報や研究報告等を行う場合（メディアから取材依頼を受けた場合を含む）は、事前に甲に通知するものとする。

2 乙は、研究成果の公表といえども、前項の出版物または印刷物等の資料に、適切な例示を超えて本件データを掲載してはならず、本件データから知得した特定の個人および組織を識別することができる情報を記述等してはならないものとする。

3 乙は、本件データを利用した研究の成果を発表する場合、当該研究が甲より提供を受けた本件データを分析した結果に基づくものであることを、別途指定する表記方法に従って、かつ印刷、映像、放送その他直接知覚することのできる方法を用いて明示しなければならないものとする。ただし、本項本文の履行に際し乙は、株式会社リクルートの商標、サービスマーク、ロゴ等を使用してはならない。

### （研究成果の帰属）

第6条 乙が、本件データを利用して開発した技術、システム等に関連する知的財産権は乙に帰属するものとする。

2 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果などに関連する知的財産権は、甲に

帰属するものとする。

(覚書の有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了日の一ヶ月前までに、甲、乙いずれかの書面による本覚書を終了する旨の申し出がない場合、本覚書はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、第3条第2項に定める研究代表者、同者の属する組織または同者の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うものとする。

(報告書の提出)

第8条 乙は、甲が要請した場合、本件データを利用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

(利用者情報の扱い)

第9条 乙は、本件データの利用等に関して甲に対して提供した研究代表者等の氏名やメールアドレス等の情報を、統計、本件データに関する乙への連絡、および本件データを利用した研究成果の収集・整理を目的に甲が自ら利用し、株式会社リクルートから要請がある場合は甲が株式会社リクルートに開示できることに同意するものとする。

(データの利用中止)

第10条 乙は、本覚書が終了した場合、基本契約が終了した場合、或いは乙において本覚書に違反する行為が認められた場合、速やかに本件データの利用を中断し、本件データおよびこれを加工して得られたデータの全てを消去するものとし、甲から要求があった場合は、消去した旨の書面を提出するものとする。

(免責事項)

第11条 甲および株式会社リクルートは、乙が本件データを利用したことによる第三者からの何等かの請求等理由の如何を問わず生じた不利益に対し、一切の責任を負わないものとし、乙は自らの責任において一切の解決を図るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、現在及び将来において、暴力団及びその関係者等の属性を有しないことを表明し保証する。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 甲および乙は、本覚書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

20 年 月 日

甲： 東京都立川市緑町10番3号  
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構  
機構長 藤井 良一 ⑩

乙：

⑩